

令和8年度

長崎県交通安全県民運動実施計画



長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

令和8年2月

長崎県交通安全推進県民協議会

長 崎 県 交 通 安 全 憲 章

われわれ長崎県民は、交通事故がいかに悲惨なものであるかを認識し、お互いが交通規則を守ることによって交通の安全を確保し、われわれのくらしを守るため長崎県交通安全憲章を定める。

- Ⅰ われわれは、交通道德の高揚に努め、安全な交通環境をつくりあげる。
- Ⅰ われわれは、安全運転に努める。
- Ⅰ われわれは、安全で正しい歩行を身につける。
- Ⅰ われわれは、子供や高齢者、障害者など交通弱者を交通事故から守る。
- Ⅰ われわれは、県民総ぐるみで全力を挙げて交通事故の防止に努める。

目 次

◎ 令和8年度交通安全県民運動実施計画	
§1 運動の基本方針	1
§2 期間・期日を定めて行う運動等	2
§3 日常の取組	4
§4 運動の推進要領	5
◎ 長崎県民交通安全推進要綱	9
◎ 交通安全「宣言」	11
◎ 資料	
☆ 交通安全年間スローガン	12
☆ 交通安全の合言葉	13
☆ 長崎県の交通事故の年別推移	14
☆ 交通安全運動期間中の交通事故の年別推移	15
☆ シートベルト着用率(全国順位)	16
☆ 令和7年度交通安全啓発図画コンクール最優秀作品	17
☆ 令和7年度交通安全啓発図画コンクール優秀作品	18
☆ 長崎県交通安全推進県民協議会実施機関、協賛機関・団体一覧表	19
☆ 県市町交通安全対策担当組織一覧表	20

◎ 令和8年度長崎県交通安全県民運動実施計画

§ 1 運動の基本方針

令和7年中に県内で発生した交通人身事故は、

発生件数	2,451件	(前年比 + 35件 + 1.4%)
死者数	29人	(前年比 + 3人 + 11.5%)
負傷者数	3,046人	(前年比 + 63人 + 2.1%)
うち重傷者	301人	(前年比 + 1人 + 0.3%)

で、発生件数、死者数、負傷者数及び重傷者数ともに前年より増加した。

県内における令和7年中の交通死亡事故の特徴として、

- 車両単独事故の死者数が12人(全死者数の41.4%)で、前年より3人増加
- 歩行者の死者数は10人(全死者数の34.5%)で、前年より1人減少し、このうち道路横断中の死者数は4人(全死者数の13.8%)で、前年より5人減少
- 高齢者(65歳以上)の死者数が21人で、前年より2人(+10.5%)増加し、全死者数の約7割(72.4%)と高い構成率

といった状況がみられ、また、全国的にはこどもが犠牲となる重大な交通事故も発生しており、今後の交通事故防止対策を進める上で、

- ・ こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ・ 高齢者関連の交通事故防止

の対策を強力に推進する必要がある。

本協議会は、このような観点を念頭に、人命尊重の理念の下、交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、関係機関・団体と連携して、長崎県警察が取り組んでいる「横断歩道「止まらば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」を始め、各種の交通安全活動を、県民と一体となって推進するものとする。

§ 2 期間・期日を定めて行う運動等

1 交通安全運動、交通安全週間

春の全国交通安全運動

- 期間
4月6日(月)～4月15日(水)
- 重点等
新入学児童の交通事故防止を主として、中央交通安全対策会議の決定に基づき重点事項を決定し推進する。

夏の交通安全週間

- 期間
7月11日(土)～7月17日(金)
- 実施要領
広報を主体とする呼び掛けと児童生徒を交通事故から守るための交通安全指導を推進する。

秋の全国交通安全運動

- 期間
9月21日(月)～9月30日(水)
- 重点等
中央交通安全対策会議の決定に基づき重点事項を決定し推進する。

年末の交通安全県民運動

- 期間
12月1日(火)～12月10日(木)
- 重点等
飲酒運転の根絶を主として、交通情勢に応じて重点事項を決定し推進する。

2 「交通事故死ゼロ」を目指す日

交通事故死ゼロを目指す日

- 指定日 4月10日(金)、9月30日(水)
- 全国交通安全運動期間中に、交通事故防止に対する県民の意識を最大限に高めて、交通事故による死者を発生させないことを目指す。

3 自転車の安全利用（自転車月間、自転車の日）

自転車月間、自転車の日及び自転車安全利用五則の周知徹底

○ 自転車月間、自転車の日

- ・ 自転車月間 5月（1日～31日）
- ・ 自転車の日 5月5日

※ 自転車活用推進法第14条第2項（平成28年12月16日号外法律第113号）

○ 自転車安全利用の推進

子供から高齢者まで手軽に利用できる自転車が関係する交通事故を防止するため、自転車安全利用五則を周知啓発する。

◆ 自転車安全利用五則

【令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通安全対策本部決定】

1 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

※【参考】令和4年4月27日付で、「全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務」を含む改正道路交通法が公布された。（令和5年4月1日施行）

○ 自転車の損害賠償責任保険等への加入促進

4 その他の取組

「横断歩道「止まらば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進（通年）

信号機のない横断歩道での交通事故を抑止するため、

○運転者は横断歩道で歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止して歩行者に道を譲る。

○歩行者は自らの安全を守る行動の一環として、道路を横断する際は運転者に対して手のひらを示して横断の意思を伝え、車両が停止したなど安全であることを確認して横断をする。

などにより、運転者・歩行者双方の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図り、横断歩行者の交通事故抑止することを目的とした運動。

交通死亡事故多発警報

県内全域で10日間以内に6件以上、県内の市町6ブロックで10日間に4件以上の交通死亡事故が発生したときに、長崎県交通安全推進県民協議会会長（知事）は「交通死亡事故多発警報」を発令し、市町、警察、関係機関・団体が協力して総合的かつ集中的に交通事故防止対策を推進し、交通死亡事故の抑止を図る。

§ 3 日常の取組

「長崎県民交通安全推進要綱」に基づき、県民ひとりひとり、家庭、職場、関係機関・団体が、それぞれの立場で交通安全を実現するための取組を定めて実践する。

また、県民自身の自主的な推進を円滑にするため、長崎県交通安全推進県民協議会の構成員は、あらゆる機会を通じて、交通安全の推進を県民に働き掛ける。

具体的推進内容

1 交通安全の日

毎月 20 日を「交通安全の日」とし、下記3に示す具体的推進事項を基に、時勢に応じて、重点的に推進する。

2 交通安全の日に取り組むべき事項

- (1) 早朝等における幼児、児童生徒、高齢者の横断歩道等横断時の保護誘導
- (2) 職場等における交通安全のための自主的活動
- (3) その他交通安全実現に向けた活動

3 具体的推進事項

- (1) 子供と高齢者の交通安全
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 脇見・ぼんやり・ながら運転の防止
- (4) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (5) 二輪車の交通安全
- (6) 暴走行為の根絶
- (7) 夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯
- (8) 反射材用品等の普及促進

§ 4 運動の推進要領

各推進機関・団体は、相互に連携を密にして、各季の交通安全運動、交通安全週間や日常の取組を、それぞれの組織の特性や実態に応じて積極的に推進し、これらの運動等が真に県民一体の運動として効果を高めるように努める。

1 家庭、学校、職場及び地域における推進

推進領域	推進要領
家 庭	<p>各家庭において、地域の交通問題や具体的な交通事故事例など身近な話題について、運転者及び歩行者のそれぞれの立場から、日々の交通安全の行動や実践したことを話し合う。</p> <p>また、高齢者がいる家庭では、高齢者の身体機能の低下による歩行能力や運転適性への影響、安全運転サポート車への乗り換え、運転免許証の自主返納等について話し合うなどして、高齢者が交通事故の当事者とならないよう家庭内での問題提起及び保護気運の醸成に努める。</p>
保育所・幼稚園 認定こども園 学 校	<p>幼児・児童・生徒に対する交通安全教育は、心身の発育段階や季節ごとの特性、地域等の実情に応じて行い、併せて実際の交通の場における正しい行動が習慣化するための指導を行う。</p> <p>また、保護者を含めた交通安全教育を推進し、各種のイベント等と連携した効率的な諸活動を行う。</p>
事 業 所 等	<p>事業所等の使用者、安全運転管理者及び運行管理者は、「交通労働災害防止のためのガイドライン」等に示された項目を実践し、特に過積載、過労、速度超過、運転中のスマートフォン等の画像注視（いわゆる「ながらスマホ」）など重大事故に直結する違法運転の防止に努める。</p> <p>また、飲酒運転を防止するため、運転前後における酒気帯びの有無の確認を徹底する。</p> <p>そのほか、マイカー運転時を含めた交通安全啓発活動を職場全体で実践する。</p>
地 域	<p>市町は、交通指導員、自治会（町内会）、交通安全母の会、PTA、老人クラブ、地域交通安全活動推進委員等と連携を図り、各地域に根ざした自主的な交通安全活動が行われるよう努める。</p> <p>県、市町、警察、交通安全協会及びその他交通関係機関・団体は、地域における交通安全活動が効果的に推進されるよう、指導助言及び資料提供等を積極的に行うとともに、相互の協力体制を確立する。</p>
各 種 団 体	<p>各種団体は、それぞれの事業内容に応じて交通安全運動に積極的に参加し、構成員に対する運動の趣旨の周知徹底を図るとともに、実践活動を推進する。</p>

2 各推進機関・団体の主な推進事項

各推進機関・団体においては、主に以下の事項を推進する。

機関・団体	推進事項
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全対策会議及び交通安全推進県民協議会の開催 ○ 市町及び関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請 ○ 各季の交通安全運動及び交通安全週間の効果的な推進 ○ 交通安全関係団体の育成 ○ 交通安全に関する広報活動及び図画募集による交通安全意識の高揚 ○ 交通安全功労者等の表彰 ○ 自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨及び自転車損害賠償責任保険等への加入促進のための広報啓発 ○ 反射材用品等の普及促進など高齢者交通事故防止対策事業の実施
市町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全推進（対策）会議の開催 ○ 各関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請と指導 ○ 交通安全教育及び広報活動 ○ 反射材用品の普及 ○ 交通安全関係団体の育成 ○ 駐車・駐輪対策の推進 ○ 高齢者交通事故防止対策事業の実施
警察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者事故抑止のための「横断歩道「止まらば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進 ○ 高齢運転者・歩行者対策の推進 ○ 飲酒運転根絶対策の推進 ○ 自転車対策の推進及び自転車に対する交通反則通告制度についての広報啓発 ○ 悪質・危険な交通違反取締りの推進 ○ 交通環境の整備の推進 ○ 安全運転相談業務の推進 ○ 新たな小型モビリティ対策の推進 ○ 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
道路管理者 (国、県、市町)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全施設の点検整備の促進 ○ 路上の物件放置や道路不正使（占）用の指導の徹底 ○ 関係機関・団体との連携による死亡事故、重大事故発生場所等の現場診断の実施と道路改良整備の促進 ○ 道路情報の迅速な提供 ○ バリアフリー化の推進 ○ 自転車の安全利用のための自転車通行環境の確立 ○ 生活道路における交通安全対策の推進
高速道路交通安全協議会 県道路公社 西日本高速道路(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路パトロールの強化と安全施設の点検整備の促進 ○ 事業所における車両の点検整備と安全運転管理の徹底 ○ 高速道路情報の迅速な提供 ○ 高速道路等利用者に対する交通安全広報の徹底
県・市町教育委員会 幼稚園、保育所 認定こども園 小・中学校、高等学校 特別支援学校 PTA	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児・児童・生徒の交通安全教育の徹底 ○ 親と子の交通安全教室の開催 ○ 自転車の点検整備と安全な乗り方の実践指導 ○ 登下校時における児童・生徒の安全確保の徹底 ○ 幼児交通安全クラブ・交通少年団の育成指導 ○ 交通安全に関する図画募集等による交通安全意識の高揚 ○ 公立高等学校二輪車安全運転実技講習会の開催 ○ 学校安全教室推進研修会の開催

機関・団体	推進事項
運輸支局 労働局 損害保険協会 自動車事故対策機構 軽自動車検査協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運行管理、労務管理の指導と過積載及び過労運転防止の徹底 ○ 交通労働災害の防止 ○ 自動車の点検整備指導と街頭検査の実施 ○ 不正改造の防止指導 ○ 無車検・無保険車両の運行防止の徹底 ○ 運転適性診断の実施
交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者等に対する交通安全教育の実施 ○ 歩行者及び自転車利用者に対する街頭指導の強化 ○ 広報車、立看板、のぼり、チラシ等での広報活動による交通安全意識の啓発 ○ 優良運転者賞揚制度の推進 ○ 自転車・原付車の安全運転技能講習会の実施 ○ 反射材等交通安全用品の普及啓発と反射材着用拡大 ○ ハンドルキーパー運動の推進 ○ 交通安全指導員による交通安全教育活動等の推進 ○ 自転車のTSマーク（点検整備済証）の普及拡大
安全運転管理協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転管理者選任事業所に対する安全運動の周知徹底 ○ 事業所における車両の点検整備 ○ 安全運転管理の指導 ○ 事業所における講習会及び研修会の開催 ○ 事業所個別指導の強化 ○ 中央研修所における安全運転研修の推進
自動車安全運転センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ SDカード(無事故・無違反証明書)の普及促進による安全運転意識の醸成 ○ 運転記録証明書の活用による職場の安全運転管理の推進 ○ 累積点数の通知による交通違反・事故の防止 ○ 中央研修所における安全運転研修の推進
自治会 交通安全母の会 地域婦人会 公民館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種会合の機会を利用した交通安全講習会及び研修会の開催 ○ 家族ぐるみ、地域ぐるみの「飲酒運転追放三ない運動」の実践 ○ 子供や高齢者の危険な行動に対する「愛の一声運動」の実践 ○ 若年者の交通安全活動への参加促進 ○ 高齢者世帯への交通安全訪問指導の推進
九州旅客鉄道株式会社 島原鉄道株式会社 松浦鉄道株式会社 長崎電気軌道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏切の安全通行の指導と広報 ○ 踏切事故防止対策の推進 ○ 構内放送や車内放送を利用した交通安全広報の実施 ○ 駅周辺における自転車及び二輪車の駐輪対策の推進
指定自動車学校協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教習生への安全運転指導の徹底 ○ 高齢運転者への安全運転指導の徹底 ○ 教習中の交通事故防止 ○ 「一日開放」等地域の交通安全教育センターとしての活動の推進 ○ 広報車、懸垂幕、ポスター等による広報活動の推進 ○ 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
農業協同組合 漁業協同組合 商工会議所 商工会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員や職員に対する交通安全運動の周知徹底 ○ 各種会合や広報紙（誌）を利用した交通安全広報の推進 ○ 組織全体での「飲酒運転追放三ない運動」の実践 ○ 路上駐車並びに商品及び看板等の路上はみ出し防止のための指導の徹底

機関・団体	推進事項
老人クラブ 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種会合での交通安全指導の実施 ○ 高齢者交通安全教室の開催 ○ 高齢者の交通安全活動への積極的な参加呼び掛け ○ 反射材用品の着用拡大
自動車整備振興会 トラック協会 バス協会 タクシー協会 レンタカー協会 建設業協会 石油協同組合 自動車協会 自動車販売店協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労務管理や運行管理の徹底による安全運行の推進 ○ 傘下事業所に対する安全運動の周知徹底 ○ 車内放送を利用した交通安全広報の実施 ○ 過積載及びさし枠装着等違法行為の防止 ○ 違法駐車防止の啓発 ○ 自動車の点検整備の励行と整備不良車両の運転防止の徹底 ○ 事業所における無事故・無違反運動の推進 ○ 二輪車の街頭点検指導の実施 ○ 二輪車の無保険車運転防止の指導 ○ ヘルメットの正しい着用の指導
二輪車自転車商協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全利用の促進 ○ 自転車の小・中・高校での安全点検の実施 ○ 自転車に対する街頭指導及び点検整備の実施 ○ 店頭でのTSマーク（点検整備済証）の普及と自転車点検の実施 ○ 自転車側面等への反射材装着の促進 ○ 自転車の正しい乗り方及びヘルメット着用指導の徹底 ○ 自転車の左側通行の推進 ○ 自転車の防犯登録推進 ○ 自転車の損害保険加入の推進 ○ 二輪車の無保険運転防止 ○ 二輪車の街頭点検実施 ○ 特定小型原動機付自転車のナンバー取得と自賠責保険加入の徹底 ○ 特定小型原動機付自転車の交通ルール徹底
酒類販売業関係組合 料理飲食業関係組合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飲酒運転追放三ない運動」の実践 ○ 従業員等に対する交通安全運動の周知と交通安全意識の高揚 ○ ハンドルキーパー運動の推進
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全意識高揚のための報道活動の推進 ○ 危機意識醸成のための交通事故関係情報等のタイムリーな発信
日本自動車連盟(JAF)長崎支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機のない横断歩道における「交通マナー向上」の推進 ○ 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 ○ シニア対象交通安全実技講習会の開催 ○ 交通安全講習会及び交通安全イベントの供創 ○ 道路交通環境改善要望に関する交通安全実行委員会の開催
その他の機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員・従業員に対する交通安全運動の周知と交通安全意識の高揚 ○ 交通安全活動への積極的な参加の促進 ○ 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 ○ 子供、高齢者、障害者等の交通弱者のための交通安全活動の推進

◎ 長崎県民交通安全推進要綱

(目的)

第1 この要綱は、長崎県民自らが交通安全を実現するための活動を自主的に実践するとともに、県民全体で、より良い交通環境を整備して行くことにより、県民の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故のない安全・安心な社会を実現することを目的とする。

(提唱及び推進主体)

第2 この取組は、長崎県交通安全推進県民協議会が提唱し、推進主体は県民とする。
なお、県民の自主的な推進を円滑にするため、当協議会の構成員は、あらゆる機会を通じて、交通安全の推進を県民に働き掛けるものとする。

(交通安全の日)

第3 毎月20日を交通安全の日とし、本要綱に定める具体的推進事項を基に、時勢に応じて重点的に推進するものとする。

なお、交通安全の日においては、可能な限り、次の取組を実施するよう努めるものとする。

- 1 早朝等における幼児、児童生徒、高齢者の横断歩道等横断時の保護誘導
- 2 職場等における交通安全のための自主的活動
- 3 その他交通安全実現に向けた活動

(具体的推進事項)

第4 県民が、交通安全の実現のために実践すべき具体的推進事項は以下のとおりとし、その内容については別表のとおりとする。

- 1 子供と高齢者の交通安全
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 脇見・ぼんやり・ながら運転の防止
- 4 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 5 二輪車の交通安全
- 6 暴走行為の根絶
- 7 夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯
- 8 反射材用品等の普及促進

附則

この要綱は、令和3年2月22日から実施する。

この要綱は、令和8年2月10日から実施する。

別表

具体的 推進事項	県民ひとりひとりが実践すること	家庭・職場、関係機関・団体 で実践すること
1 子供と高齢者の交通安全	<p>【歩行者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供は、「道路に飛び出さない」、「横断歩道を渡る」、「道路で遊ばない」など交通ルールを守る。 ○ 道路を横断するときには、近くに横断歩道があるときは必ず横断歩道を利用し、横断前、横断中の安全確認を確実にを行う。 <p>【運転者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転中は常に歩行者の存在を確認し、特に子供や高齢歩行者の近くを通行するときは、安全な速度に減速するとともに、その動きに注意しながら通行する。 ○ 学校や病院の周辺道路など、子供や高齢歩行者の通行が多い場所を通行するときは、できる限り安全な速度で通行する。 ○ 横断歩道を横断しようとする歩行者がいるときは、必ず停止して、歩行者を横断させる。 	<p>【家庭・職場等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全に関することを話題とし、交通安全規範意識を高める。 ○ 街頭における見守り活動や保護誘導活動を行うなど、お互いに守り支えあう地域づくりを進める。 <p>【関係機関・団体等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民に対して、キャンペーンや各種広報媒体などにより、推進事項の周知を図り、気運の醸成に努める。
2 飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飲酒運転根絶三ない運動」を実践する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒を飲んだら運転しない ・ 運転前には酒を飲まない ・ 運転者には酒を出さない ○ 酒を飲んだ人が運転する車に同乗しない。 ○ 翌日に運転の予定があるときは深酒しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒の機会にはハンドルキーパーを確保する。 ○ 運転開始前のアルコールチェッカーによる確認などを実施し、飲酒運転をさせない環境づくりに努める。
3 脇ながら運転の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車、原動機付自転車、自転車(以下「自動車等」という。)を運転するときは運転に集中し、しっかりと前方左右を見て運転するだけでなく、場面に応じた安全確認を確実にを行う。 ○ 運転以外の行動をする必要があるときは、自動車等を安全に停止させてから行う。 ○ 自動車等を運転中は、携帯電話等(スマートフォンを含む。)を絶対に使用しない。 ○ 運転開始前に携帯電話等の電源を切るなど、自主的に携帯電話等をしないう心掛ける。 	
4 シートの着用徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者は、シートベルトの常時着用を習慣化する。 ○ 運転者は、自動車を発進させる前に、乗員全員がシートベルト・チャイルドシートを着用していることを確認してから発進する。 ○ 同乗者は、自ら率先してシートベルトを着用し、着用したことを運転者へ知らせる。 	
5 二輪車の交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二輪車は便利な乗物であるが、交通ルールを守らずに運転すると重大事故となるおそれが高いことを自覚するとともに、二輪車の特性を理解し交通ルールを厳守する。 ○ 通行区分を守り、車両間のすり抜け、無理な追い越し、ジグザグ運転はしない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二輪車の交通安全のため、毎年8月19日を「バイクの日」に設定し、関係機関、団体等が連携して、二輪車の安全利用に関する広報啓発活動を積極的に実施する。
6 暴走行為の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「暴走族根絶三ない運動」を実践する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴走行為をしない ・ 暴走行為をさせない ・ 暴走行為を見に行かない ○ 暴走行為を見かけたら110番通報する。 	
7 早点灯等	<p>おおむね日没1時間前からの車両前照灯の点灯、雨天・曇天時は終日点灯に心掛けて、他の車両や歩行者に自車の存在を知らせる。</p>	
8 反射材等普及促進	<p>夜間や暗い時間帯に道路を歩行するときは、明るい服装の着用を心掛けるとともに、反射材用品を身につける。</p>	

宣 言

交通事故のない安全で住みよい郷土づくりは、私たち県民の心からの願いです。

私たちは、交通事故の根絶を目指して県民総参加のもと、交通安全運動等を推進しています。

近年、県内の交通事故による死者数は減少傾向にありましたが、令和7年は前年より3名多い、29名もの方が交通事故の犠牲になりました。

そのうち約7割は、これまで社会に貢献されてきた高齢者の方々でありました。

このような悲惨な交通事故をなくし、「交通事故のない安全で安心して暮らせる長崎県」を実現するため、本日開催の「第59回長崎県交通安全推進県民協議会総会」を契機として、新たな決意のもと、次のことを強力に推進することを誓います。

- | 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と
「横断歩道「止まらば運動」」及び
「安全横断「手のひら運動」」の推進
- | 高齢運転者の交通事故防止
- | 脇見・ぼんやり・ながら運転の防止
- | 飲酒運転やあおり運転等の悪質・危険な運転の根絶
- | 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用
- | 夕暮れ時における早め点灯及び雨天・曇天時の点灯の励行
- | 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

以上、宣言します。

令和8年2月10日

長崎県交通安全推進県民協議会

令和8年 全国交通安全年間スローガン

- ◎ 運転者（同乗者を含む）へ呼びかけるもの（一般部門）
 - 内閣総理大臣賞（最優秀作）
急ぐほど 狭まる視野と 増すリスク
 - 内閣府特命担当大臣賞（優秀作）
譲り合い ハンドル越しの 思いやり
 - 警察庁長官賞（優秀作）
黄昏に 一番星の 前照灯
- ◎ 歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの（一般部門）
 - 内閣総理大臣賞（最優秀作）
親を見て 子供も止まる 赤信号
 - 内閣府特命担当大臣賞（優秀作）
ヘルメット 命のお守り 忘れずに
 - 警察庁長官賞（優秀作）
それいいね 夜道にきらり 反射材
- ◎ 中学生以下へ交通安全を呼びかけるもの（こども部門）
 - 内閣総理大臣賞（最優秀作）
車から ぼくたちみえない 手をあげよう
 - 内閣府特命担当大臣賞（優秀作）
ヘルメット かぶって安全 いきます！
 - 文部科学大臣賞（優秀作）
合言葉 止まる待つ見る 守ろうよ
 - 警察庁長官賞（優秀作）
あせらずに 青になっても 再確認

令和8年 長崎県 交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

交通安全の合言葉

- ①「三本指の約束」
- 人さし指…ボク・ワタシは
 - 中 指…必ず
 - 薬 指…とまります
- ②「安全歩行五則」
- 道路の右はしを歩き、必ず歩道、路側帯を通る
 - 近くの横断歩道や歩道橋を利用する
 - 道路への飛び出し、車の直前直後の横断をしない
 - 斜め横断をしない
 - 酔っぱらい通行をしない
- ③「自転車安全利用五則」
- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - 夜間はライトを点灯
 - 飲酒運転は禁止
 - ヘルメットを着用
- ④「セーフティーライダー五則」
- ヘルメットをかぶろう
 - きまった速度で走ろう
 - 通行区分を守り、ジグザク運転をやめよう
 - 右左折、巻き込みに注意しよう
 - カーブでは減速しよう
- ⑤「安全運転五則」
- 安全速度を必ず守る
 - カーブの手前でスピードを落とす
 - 交差点では必ず安全を確認する
 - 一時停止で横断歩行者の安全を守る
 - 飲酒運転は絶対にしない
- ⑥「高速運転安全五則」
- 安全速度を守る
 - 十分な車間距離をとる
 - 割り込みをしない
 - わき見運転をしない
 - 路肩を走行しない
- ⑦「飲酒運転追放三ない運動」
- 酒を飲んだら運転しない
 - 運転前には酒を飲まない
 - 運転者には酒を出さない
- ⑧「暴走族追放三ない運動」
- 暴走行為をしない
 - 暴走行為をさせない
 - 暴走行為を見に行かない
- ⑨「高齢者交通安全の誓い」
- わたしたちは、交通事故を起こさないよう、交通事故にあわないように次のことを守ります。
- 車を運転するときは
 - 1 いつも心にゆとりをもって安全運転をします
 - 2 正しい運転マナーはわたしが模範を示します
 - 道路を歩くときは
 - 1 必ず、歩道や道路の右端を歩きます
 - 2 夜は反射材等を身に付けて自分の安全は自分で守ります
 - 道路を渡るときは
 - 1 横断歩道を青信号で渡ります
 - 2 信号機がない横断歩道では、手を挙げて車が止まってから渡ります
 - 3 横断歩道がないところでは、車が来ていないのを確かめてから渡ります
 - 4 車のすぐ前や後ろからは渡りません

長崎県の交通事故の年別推移（平成18年以降）

年別	人身事故			物件事故			人身・物件 合計件数
	件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	高速道等 (件)	一般道 (件)	計(件)	
18	8,175	59	10,563	249	23,571	23,820	31,995
19	7,938	57	10,304	230	22,849	23,079	31,017
20	7,370	40	9,596	251	21,864	22,115	29,485
21	7,643	67	9,888	204	22,269	22,473	30,116
22	7,301	52	9,483	305	22,987	23,292	30,593
23	7,253	47	9,323	260	22,316	22,576	29,829
24	7,032	39	9,138	362	22,525	22,887	29,919
25	7,165	47	9,263	386	23,028	23,414	30,579
26	6,465	49	8,335	350	22,658	23,008	29,473
27	6,121	45	7,802	399	22,895	23,294	29,415
28	5,652	41	7,416	366	23,299	23,665	29,317
29	5,291	47	6,734	443	22,629	23,072	28,363
30	4,641	36	6,036	415	21,693	22,108	26,749
R1	3,959	33	5,102	408	20,591	20,999	24,958
R2	2,987	34	3,731	318	18,024	18,342	21,329
R3	2,805	28	3,505	360	18,018	18,378	21,182
R4	2,610	27	3,316	441	18,257	18,698	21,308
R5	2,639	36	3,312	494	20,006	20,500	23,139
R6	2,416	26	2,983	604	19,483	20,087	22,503
R7	2,451	29	3,046	594	20,216	20,810	23,261

注： 物件事故の高速道等には西九州自動車道を含む

資料

交通安全運動期間中の交通事故の年別推移（平成18年以降）

各季 年別	春の運動			夏の運動			秋の運動			年末の運動		
	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)									
18	90	3	121	119	0	149	122	0	164	376	1	492
19	115	0	159	104	2	128	84	1	101	98	2	132
20	77	2	88	107	0	148	103	1	128	121	2	158
21	122	1	160	91	2	116	99	2	155	127	2	169
22	86	1	127	97	0	135	108	1	144	121	1	145
23	102	1	131	97	0	120	103	0	124	117	4	148
24	94	2	116	100	0	127	100	2	131	134	3	171
25	84	1	106	98	1	121	108	2	147	84	3	106
26	89	1	109	71	0	84	67	1	88	89	1	107
27	75	2	101	70	1	82	61	0	82	104	2	129
28	85	3	101	65	1	85	80	1	104	91	1	111
29	67	3	88	52	1	63	70	3	82	82	2	104
30	55	3	65	63	2	82	41	3	53	65	1	79
R1	39	0	49	78	1	99	112	0	137	122	1	150
R2	87	1	104	73	2	88	89	2	123	105	1	129
R3	86	0	112	58	1	73	77	0	93	96	1	117
R4	80	1	108	34	0	40	83	3	98	97	0	123
R5	75	2	95	47	0	67	95	2	114	98	2	128
R6	56	1	101	33	0	37	65	0	86	81	2	86
R7	60	2	73	53	0	65	48	1	58	92	1	114

注：各数値は、各運動終了後の暫定値を記載しているため、確定数値と異なる場合があります。

注：令和元年夏の運動からは、運動期間中に人身事故として計上された数に変更しています。

【参考】 ○ 平成16年から「年末の交通安全県民運動」に改称し、期間を変更

○ 令和3年から「夏の交通安全県民運動」を「夏の交通安全週間」に改称し、期間を10日間から7日間に変更

資料

シートベルト着用率（全国順位）

【運転席】

年別	1位	2位	3位	4位	長崎県	全国平均
令和3年	岩手県 99.9%	青森県・島根県 99.8%		宮城県・山口県 熊本県 99.7%	11位 99.5%	99.1%
令和4年	島根県・山形県・秋田県 99.8%			福岡県・岩手県 栃木県・鳥取県 99.7%	8位 99.6%	99.1%
令和5年	宮崎県・福岡県・島根県・秋田県 99.8%				8位 99.6%	99.2%
令和6年	長崎県・山形県 99.9%		青森県・岩手県 99.8%		1位 99.9%	99.2%
令和7年	宮崎県 99.9%	秋田県・島根県 99.8%		宮城県・福島県 山形県・山口県 長崎県 99.7%	4位 99.7%	99.1%

【助手席】

年別	1位	2位	3位	4位	長崎県	全国平均
令和3年	富山県 99.0%	宮城県・島根県 98.9%		青森県・神奈川県 岐阜県 98.7%	22位 97.0%	96.7%
令和4年	山形県 99.1%	青森県・大分県・奈良県・福岡県 98.6%			28位 96.9%	96.9%
令和5年	長崎県 99.0%	島根県 98.9%	秋田県 98.8%	栃木県・福岡県 98.6%	1位 99.0%	97.1%
令和6年	長崎県 99.0%	鹿児島県 98.5%	岩手県 98.4%	島根県・宮崎県 98.3%	1位 99.0%	96.8%
令和7年	島根県 99.6%	岩手県 99.2%	鳥取県 98.9%	長崎県・秋田県 98.6%	4位 98.6%	96.5%

【後部席】

年別	1位	2位	3位	4位	長崎県	全国平均
令和3年	群馬県 65.7%	新潟県・岐阜県 61.5%		神奈川県 60.7%	24位 41.7%	42.9%
令和4年	岐阜県 64.9%	群馬県 61.1%	山梨県 60.4%	神奈川県 53.4%	23位 43.8%	42.9%
令和5年	群馬県 62.7%	山梨県 59.3%	岩手県 56.4%	山形県 56.1%	28位 41.7%	43.7%
令和6年	岐阜県 61.5%	山梨県 59.0%	新潟県 58.5%	群馬県 57.1%	23位 45.3%	45.5%
令和7年	新潟県 64.1%	岩手県 63.1%	岐阜県 62.9%	栃木県 61.2%	36位 39.1%	45.8%

○ 警察庁と（一社）日本自動車連盟（JAF）による合同調査（一般道路）

令和7年度交通安全啓発図画コンクール最優秀作品（知事賞）

【小学校低学年の部】

【小学校高学年の部】



平戸市立大島小学校3年
久保田 りいか



長崎市立桜町小学校5年
下村 香稀

【中学校の部】

【高等学校の部】



島原市立第一中学校3年
種村 翔瑛



長崎県立大村高等学校1年
原口 怜久

令和7年度交通安全啓発図画コンクール優秀作品（教育長賞）

【小学校低学年の部】



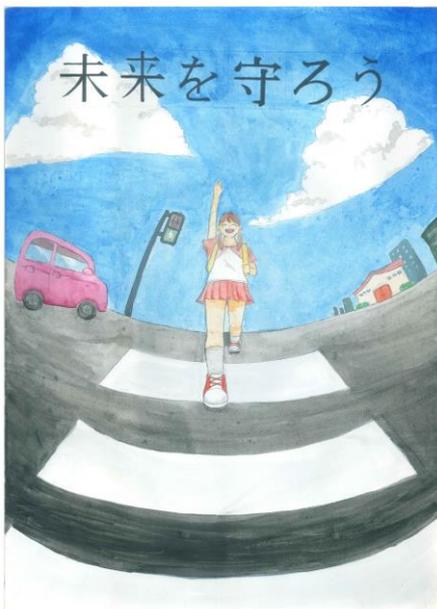
長崎市立戸石小学校 2年
田中 里桜

【小学校高学年の部】



佐世保市立三川内小学校 5年
酒井 瑛梨華

【中学校の部】



長崎県立長崎東中学校 3年
平松 亜子

【高等学校の部】



長崎県立大村高等学校 2年
高場 遥花

実施機関・団体名（順不同）

長崎県	長崎県教育委員会
市・町	市・町教育委員会
長崎県警察	日本道路交通情報センター福岡事務所長崎センター
国土交通省九州運輸局長崎運輸支局	長崎県タクシー協会
長崎労働局	軽自動車検査協会長崎事務所
九州旅客鉄道長崎支社	長崎県自動車整備振興会
国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	地区交通安全協会
長崎県交通安全協会	長崎県安全運転管理協議会
自動車安全運転センター長崎県事務所	長崎県指定自動車学校協会
自動車事故対策機構長崎支所	長崎県二輪車自転車商協同組合
長崎県道路公社	長崎県交通安全母の会連合会
西日本高速道路九州支社長崎高速道路事務所	長崎県高速道路交通安全協議会
長崎県バス協会	日本自動車連盟長崎支部
長崎県トラック協会	

協賛機関・団体名（順不同）

長崎県議会	長崎県老人クラブ連合会
長崎大学	長崎県子ども会育成連合会
長崎県市長会	長崎県社会福祉協議会
長崎県町村会	長崎県身体障害者福祉協会連合会
長崎県市議会議長会	長崎県視覚障害者協会
長崎県町村議会議長会	長崎県民生委員児童委員協議会
長崎県市町村総合事務組合	日本損害保険協会九州支部長崎損保会
長崎県都市交通安全対策連絡協議会	長崎県弁護士会
長崎県高等学校長協会	日本赤十字社長崎県支部
長崎県校長会	長崎県医師会
長崎県私立中学高等学校協会	長崎県防犯協会連合会
長崎県PTA連合会	長崎県消防長会
長崎県公立高等学校PTA連合会	長崎県消防協会
長崎県私立中学高等学校PTA連合会	長崎県経済同友会
長崎県専修学校各種学校連合会	全国農業協同組合連合会長崎県本部
長崎県国公立幼稚園・こども園協会	長崎県商工会議所連合会
長崎県私立幼稚園・認定こども園連合会	長崎県商工会連合会
長崎県保育協会	長崎県新生活運動協議会
損害保険料率算出機構長崎自賠責損害調査事務所	長崎銀行協会
長崎県自動車協会	長崎県石油協同組合
長崎県軽自動車協会	長崎県社交飲食業生活衛生同業組合
長崎県レンタカー協会	長崎県料飲業生活衛生同業組合
日本自動車販売協会連合会長崎県支部	長崎県鮪商生活衛生同業組合
長崎県中古自動車販売協会	長崎県料理業生活衛生同業組合
長崎県自動車車体整備協同組合	長崎県遊技業協同組合
長崎電気軌道	朝日新聞社
島原鉄道	毎日新聞社
松浦鉄道	読売新聞社
長崎県小売酒販組合連合会	日本経済新聞社
国分九州第二支社	共同通信社
長崎県建設業協会	時事通信社
長崎県道路協会	西日本新聞社
長崎県農業協同組合中央会	長崎新聞社
全国共済農業協同組合連合会長崎県本部	NHK長崎放送局
長崎県漁業協同組合連合会	長崎放送
長崎経営者協会	テレビ長崎
長崎県中小企業団体中央会	エフエム長崎
長崎青年会議所	長崎文化放送
長崎県青年団連合会	長崎国際テレビ
長崎県地域婦人団体連絡協議会	長崎県警備業協会
日本ボーイスカウト長崎連盟	長崎県地域交通安全活動推進委員協議会連合会
長崎県公民館連絡協議会	長崎県交通指導員連絡協議会

県市町交通安全対策担当組織一覧表

県市町名	課	所在地	電話	FAX
長 崎 県	交通・地域安全課	長崎市尾上町3-1	095-895-2341	095-895-2598
長 崎 市	自治振興課	長崎市魚の町4-1	095-829-1211	095-829-1233
佐 世 保 市	市民安全安心課	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111	0956-25-9675
島 原 市	市民協働課	島原市上の町537	0957-61-1653	0957-62-2921
諫 早 市	生活安全交通課	諫早市東小路町7-1	0957-22-1500	0957-22-2579
大 村 市	安全対策課	大村市玖島1-25	0957-53-4111	0957-52-3883
平 戸 市	総務課	平戸市岩の上町1508-3	0950-22-9101	0950-22-4241
松 浦 市	防災課	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111	0956-72-1115
対 馬 市	総務課 地域安全防災室	対馬市厳原町国分1441	0920-53-6111	0920-53-6112
壱 岐 市	総務課 危機管理班	壱岐市郷ノ浦町本村触562	0920-48-1131	0920-48-1553
五 島 市	総務課	五島市福江町1-1	0959-72-6110	0959-74-1994
西 海 市	市民課	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222	0959-37-0164	0959-23-3101
雲 仙 市	市民安全課	雲仙市吾妻町牛口名714	0957-38-3111	0957-38-3109
南 島 原 市	防災課	南島原市西有家町里坊96-2	0957-73-6621	0957-82-3086
長 与 町	地域安全課	長与町嬉里郷659-1	095-883-1111	095-883-1464
時 津 町	総務課	時津町浦郷274-1	095-882-2211	095-882-9293
東 彼 杵 町	総務課	東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1111	0957-46-0884
川 棚 町	総務課	川棚町中組郷1518-1	0956-82-3131	0956-82-3134
波 佐 見 町	総務課	波佐見町宿郷660	0956-85-2111	0956-85-5581
小 値 賀 町	未来創造課	小値賀町笛吹郷2376-1	0959-56-3111	0959-56-4185
佐 々 町	総務課	佐々町本田原免168-2	0956-62-2101	0956-62-3178
新 上 五 島 町	総務課	新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1111	0959-53-1100